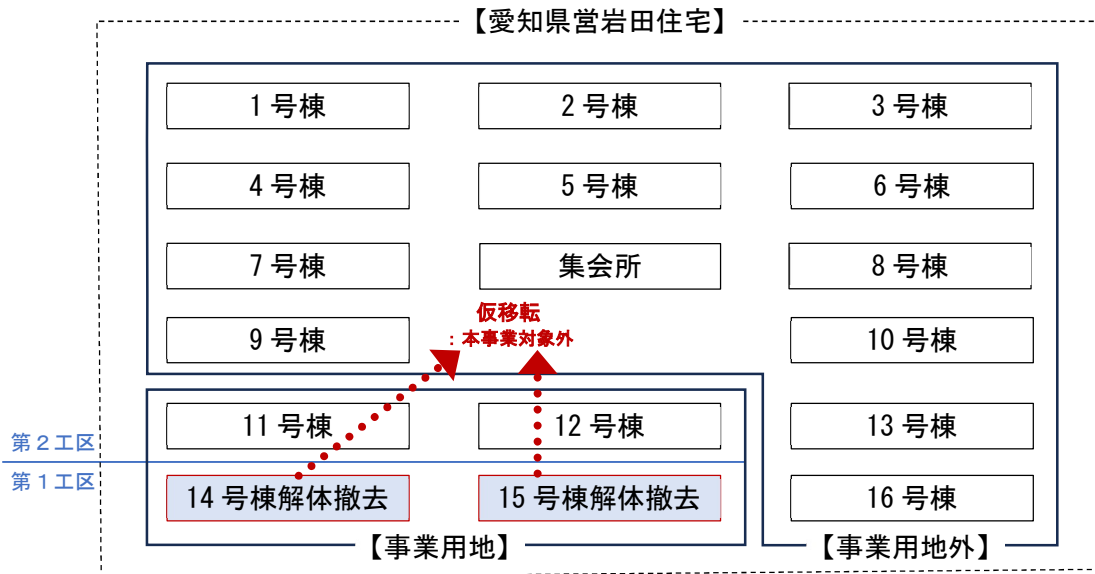


## 添付資料 04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

### 1 既存住棟等の解体撤去（第1工区）

既存住棟（14号棟・15号棟）の入居者の1～10、13、16号棟及び他の県営住宅への仮移転（本事業対象外）完了後、第1工区の既存住棟（14号棟・15号棟）等の解体撤去を行う。（2025年7月以降）



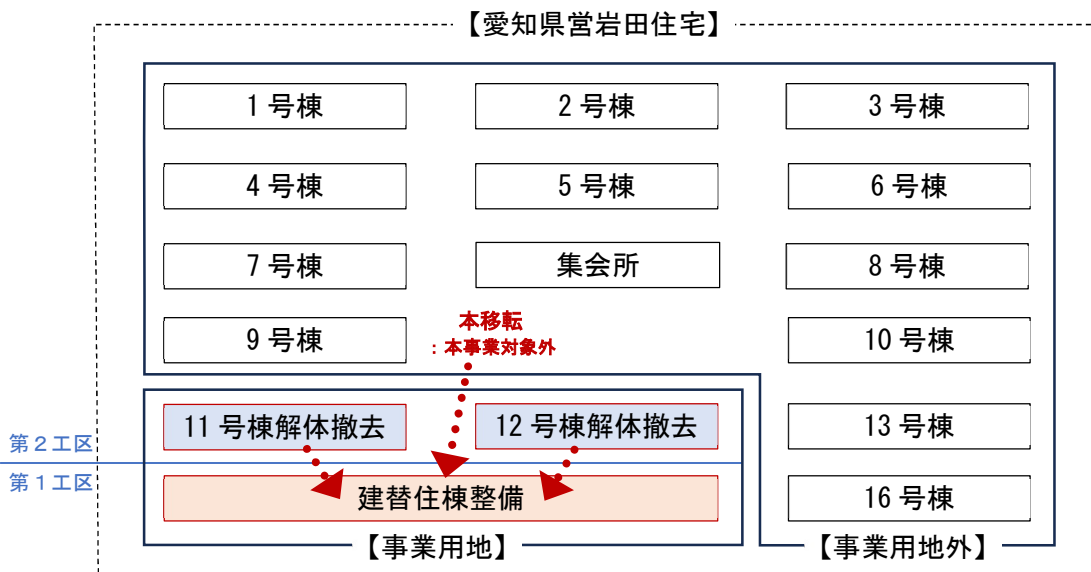
### 2 建替住棟等の整備（第1工区）及び既存住棟等の解体撤去（第2工区）

第1工区に建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

その後、仮移転者及び既存住棟（11号棟・12号棟）の入居者は、建替住棟に本移転（本事業対象外）する。

建替住棟等の管理開始後の移転等期間として、概ね5か月を要す。その後、第2工区の既存住棟（11号棟・12号棟）等の解体撤去を行う。

なお、移転等期間等について変更する場合は入札説明書等において示す。



### 3 建替集会所及び付帯施設等の整備

第2工区に建替集会所及び付帯施設等を整備し、県に引渡しを行う。

